

一正蒲鉾サプライヤー行動規範

一正蒲鉾株式会社グループ（以下、「当社グループ」）は、社是（人生はやまびこである「正しきことは正しく報われる」）を事業活動の指針とし、安全・安心を基本として、ユーザーに信頼され、愛され、感動される商品・サービスを提供することで、社会になくてはならない企業として貢献いたします。当社グループとお取引のある皆さまにも、この社是の価値観を共有いただくことを望んでおります。

当社グループは持続可能なサプライチェーンを実現するために、サプライヤーの皆さまや再委託先・下請先の皆さま等、当社グループに対して物品またはサービスをご提供いただく皆さま（お取引先さま）に尊重していただきたいこととして「一正蒲鉾サプライヤー行動規範」（以下、「本行動規範」）を定めました（2023年7月1日）。

お取引先さまには、当社グループの事業活動に多大な貢献をいただいております、心より感謝申し上げます。当社グループは、すべてのお取引先さまに本行動規範をご理解いただき、引き続きお取引させていただくことを望んでおります。従いまして、本行動規範に則った活動をお願いするとともに、お取引先さまのサプライチェーン全体にも同様に展開していただくをお願い申し上げます。

1. 人権に関する主要な国内外のルールやガイドライン等の理解
 - ・人権に関する主要な国内外のルールやガイドライン等を理解し、すべての従業員の人権を尊重する。
2. 適切な賃金の確保
 - ・法定最低賃金を遵守するとともに、生活賃金の支払に努める。
3. 適切な労働時間の管理
 - ・すべての従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理するとともに、適切な休憩取得を妨げず、過度な時間外労働をさせない。
4. 安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供
 - ・すべての従業員に対して、安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供に努める。
5. 非人道的な扱いの禁止
 - ・すべての従業員に対する各種のハラスメントをはじめとする非人道的な扱いを禁止する。

6. 強制的な労働の禁止

- ・すべての従業員を自らの自由意思において雇用するとともに、強制的な労働を行わない。

7. 結社の自由等の尊重

- ・労使間協議を実現する手段として、すべての従業員の結社の自由、団体交渉権を尊重する。
- ・労働者代表の適切な選出手段を確保し、適切に労使協定を締結する。

8. 児童労働の禁止

- ・就業最低年齢に満たない児童を雇用しないととも、児童の健康・安全・道徳を損なうような労働をさせない。

9. 情報管理の徹底

- ・すべての従業員の個人情報、取引上の情報や技術情報を適切に管理する。
- ・他社の知的財産権を侵害しない。

10. 差別の禁止

- ・国籍・人種・民族・性別・言語・宗教・思想・障がい・疾病・性自認・性的指向・雇用形態等による差別や個人の尊厳を損なう行為を禁止する。

11. 環境への配慮

- ・エネルギーや水など事業活動に必要な資源の使用効率の改善に努める。
- ・温室効果ガス排出を含む気候変動課題・廃棄物削減・大気や土壌、水の汚染防止に努める。

12. 公正な取引と腐敗防止の徹底

- ・すべての関連諸法令と社会規範を遵守し、公正な取引および腐敗防止を徹底する。

制定：2023年7月1日

一正蒲鉾株式会社

代表取締役 社長執行役員 野崎 正博